

◇学習会助成事業とは

P T Aをはじめとする社会教育関係団体や生涯学習を目的とするグループが、区役所と協働して人権や家庭教育に関する学習会を実施する場合に、区役所が講師謝礼等を一部負担する事業です。

◇助成の対象となる団体・グループ

日常的に自主的な活動をしている次のような団体・グループが、**人権や家庭教育に関する学習会**を行う場合が対象となります。

○対象：幼稚園や学校の単位・合同P T A

その他、区内において生涯学習や社会教育に関する活動を行っている団体・グループ

◇対象となる学習会の条件

○令和8年7月1日～令和9年2月28日に行う事業であること

○1回1時間以上であること

○**団体・グループの会員を対象**とすること (20人以上で開催してください)

※次のような活動は、助成の対象となりません。

- ・特定の政党や、その他の政治団体の利害に関する活動
(公の選挙にかかわって特定の候補者を支持したり反対したりする活動など)
- ・特定の宗教の普及を目的とした活動(教義内容の学習会など)
- ・営利目的で行われる活動(材料費などの実費以外の受講料を参加者から徴収する活動)
- ・公序良俗を乱すおそれのある活動
- ・**幼稚園や学校等の園児・児童・生徒が、授業又は保育時間中に参加するもの**(授業又は保育時間中に園児・児童・生徒が参加することは学校教育にあたるため対象となりません。)
- ・その他、事業趣旨にふさわしくない活動

○実施時にアンケートを実施し、アンケート結果(抜粋可)を報告書に添付すること。

人権に関する内容の場合「今回学んだ●●(人権課題)について、どう思いましたか」、

家庭教育に関する内容の場合「本学習会の内容を子育てにどのように活かそうと思いましたか」

などの項目をいれること。

◇対象となる学習内容

①人権に関する内容

子ども・女性・障がいのある人・外国人・高齢者など、社会的に不利な立場になりやすい人々をとりまく人権の課題、同和問題、平和・環境問題、個人情報保護など。

例：身元調査と個人情報の保護、多文化共生社会の理解

「虐待」「いじめ」など、子どもをとりまく人権の課題

男女共同参画社会について、女性をめぐる社会制度と法律

障がいのある人も暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり

お互いの人権を尊重しあう人間関係づくり、コミュニケーショントレーニング

②家庭教育に関する内容

(家庭教育に関する学習会は1団体・グループにつき2回までとしてください。)

家庭教育や子育てについて学ぶ機会となる内容の学習や、今日の子どもたちをめぐる様々な課題への対応を学ぶ学習など。

※保護者の方のストレス緩和のための講座や保護者間コミュニケーション促進を目的とした製作活動等の講座は対象外となります。

例：○思春期の子育て～思春期の子どもたちのころ・からだ～

○親子で学ぶ防犯教室～安全マップづくり～ ○子どもの事故と病気、応急処置について

- 子どもの自尊感情を育てるほめ方・しかり方 ○子どもと読書～読み聞かせの重要性～
- 子どもの睡眠と食事について ○歯の健康について

◇助成の対象となるもの

報償金：講師に対する謝礼金および一時保育謝礼（詳しくは、下表参照）

- ※ 1 団体・グループが 2 回以上、助成を受けることも可能ですが、1 団体あたり **20,000 円**までの助成となります。
- ※ 各団体等から提出された各種書類について区役所で審査を行い、助成の可否及び助成額を決定します。当事業は、あくまで講師謝礼の一部助成事業であり、**必ずしも申請どおりの額が助成されるとは限りません**ので、あらかじめご了承ください。
- ※ 大阪市職員、主催団体・グループの会員が講師を務める場合は、助成対象となりません。
- ※ 大阪市の他の助成対象となっている場合は、助成対象となりません。
- ※ 一時保育とは、保護者が安心して学習することができるよう、講座の時間中、子どもを別室で保育ボランティアグループのメンバーに預けることをいいます。活用する場合は、保育ボランティアグループに依頼し、保育場所も確保してください。

区分	1 時間あたりの金額 (税込み)	職別
講	7,100 円	大学教授、中央官庁の局長級、地方官庁の局長級、民間企業の部長級以上、民間の著名専門家
	6,200 円	大学准教授、中央官庁の課長級、地方官庁の部長級、民間企業の課長級以上、民間の専門研究員
	5,200 円	大学講師、中央官庁の課長補佐・係長級、地方官庁の課長級、民間企業の専門技術者
師	4,300 円	団体役員、中央官庁の主任級、地方官庁の課長補佐・係長級、高等学校・特別支援学校の教員、民間の技能者
本市職員	0 円	

保育	1,000 円	保育ボランティアグループのメンバー ※必ずグループに所属している方に依頼してください。
----	---------	--

◇報償金基準表※本市「講師に係る謝礼金の取扱基準」に準じています。

- 【注 1】 座談会形式である学習会の講師や、複数の講師への謝礼金は、基準額の **8 割以内**の額とします。また、講師補佐（助手）については、基準額の **5 割以内**の額とします。
- 【注 2】 講師が同一内容の講義等を 2 回以上行う場合、2 回目以降の謝礼金は減額となります。
- 【注 3】 講義時間の 1 時間に満たない部分については講義 1 時間当たりの単価をその講義時間を 60 で除したもので乗じた金額とします。（例えば 30 分の場合 30/60 で単価の 2 分の 1）。ただし 100 円未満の端数を生じた場合には 100 円未満は四捨五入します。
- 【注 4】 講師の区分は、当該講師の業績、著名度、他の講師との均衡などを考慮して、個々に区役所が決定します。「講師等プロフィール（様式 4）」（プロフィールや講演履歴等）を提出してください。
- 【注 5】 謝礼金の手取額は、原則として所得税 10.21% を差し引いた額になり、講師の口座に振り込まれます。
- 【注 6】 学習会及び一時保育に関わる部屋の使用料は助成対象外です。
- 【注 7】 保育については、乳児おおむね三人につき保育者一人分、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき保育者一人分、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき保育者一人分、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき保育者一人分の金額を限度額とします。

（参考）助成の一例（※大学教授と講師補佐（准教授）に 1 時間の学習会を頼んだ場合）

- ・教授分（講師） @7,100×1 h = 7,100 円
- ・准教授分（講師補佐） @6,200×0.5×1 h = 3,100 円（講師補佐の謝礼金は基準の半額以内）

合計：10,200 円

◇申請の手続き（提出方法：区役所へ持参、郵送、メール）

1. 年間の「実施計画書（様式1）」、「主催団体プロフィール（様式2）」を提出します。

締め切り：令和8年6月30日（月）厳守

※計画書の時点では、日時などは予定で結構ですので必ず提出してください。実施申請書の段階で詳しくお書きください。

書類：① 実施計画書（様式1）、② 主催団体プロフィール（様式2）（活動実績がわかる書類を添付）

区役所が助成の可否等について審査し、申請者に連絡します。

2. 実施申請：学習会1回ごとに申請書等を提出してください。

締め切り：学習会を実施する1か月前まで（厳守）（助成金の事務処理に日数がかかります。）

必ずしも申請どおりの額が助成されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

※7月に学習会を実施する団体は、様式1の提出に先駆け、実施1か月前までに実施申請を行ってください。

提出書類：① 実施申請書（様式3）

② 講師等プロフィール（様式4）（プロフィール、講演履歴等書類添付）

※「実施申請書」提出後に、やむを得ず講師や日時の変更があった場合は、必ず速やかに提出先にご連絡いただき、実施報告書（様式5）に講師、日時の変更事項を記載し提出してください。

区役所が事業内容や金額等について審査し、助成額を決定します。

決定後、助成額を申請者にお伝えします。

3. 学習会を実施します。※「人権」でも「家庭教育」の講座でもアンケートを実施してください。

4. 実施報告：学習会終了後、実施報告書等を提出してください。

締め切り：学習会終了後、すみやか（概ね一週間以内）に提出してください。

提出書類：① 実施報告書（様式5）

② 学習内容がわかる資料（当日配付資料や周知チラシ等）や、当日の様子がわかる資料（写真等）、保育に係る補助金を申請した場合は当日の保育の様子がわかる資料（写真等）

③ アンケート結果

④ 請求書

区役所が実施報告に基づき、請求内容を審査します。

審査後、請求が妥当と認められた場合、大阪市から講師等の口座に謝礼金が振り込まれます。

◇その他 注意事項

①いくつかのPTAなどが合同で実施する学習会も助成の対象となります。

②講演会、シンポジウム以外の形式でも助成を受けることが可能な場合があります。

（ワークショップ、講演とイベントの複合事業など）

③本市が、事業実施にあたり知り得た個人情報については、個人情報保護法及び大阪市個人情報保護条例に則り、厳正に取り扱います。各団体・グループにつきましても、個人情報の適切な取り扱いをお願いいたします。

④6月30日以降に計画した学習会への助成の審査は、先着順で受け付けます（西淀川区の学習会助成事業予算の範囲内で実施できるものに限り、予算に達した時点で受付を終了します）。実施1か月前までに実施申請が必要となります。詳細は下記問合せ先までお問い合わせください。

◇問合せ及び書類提出先

西淀川区役所 地域支援課（担当：大島・久田）

電話：06-6478-9743 FAX：06-6478-5979 メールアドレス：tk0013@city.osaka.lg.jp